

■**新型コロナ感染拡大防止に伴う、「通院・在宅精神療法」を算定していた患者に対する電話等再診の取扱いについて(147点の算定が可能に)**

表記の取扱いについて、以下の厚労省事務連絡（その13）が4月22日付けで発出されました。（※協会HPにも掲載しています）

問 対面診療において、精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、どのような取扱いとなるか。

答 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、B000特定疾患療養管理料の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できることとする。（※下線、協会。事務連絡を一部改編）

■協会注

- ① 147点は、4月22日から算定可能。（算定は、月1回限り。届出不要）
- ② 初診患者には算定できない。（「定期受診患者に対して」と規定されている）
- ③ 本点数の診療行為マスターコードは、厚労省に照会中。